

白石破碎工場更新事業 入札説明書等に関する質問回答（第2回）

1 入札説明書に対する質問の内容及び回答

・質問なし

2 要求水準書に対する質問の内容及び回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	10	第1編	第2章	2.8.4	事業用地周辺設備 (8)消防用水	要求水準書の改訂(令和5年6月6日改訂)で追記された消防水の利用条件について、消防水の供給元は消防との協議により最終的に決定しますが、現時点では生活用水もしくはプラント用水を供給元とした消防用水槽と消火栓ポンプを白石破碎工場側に設置する計画を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2	33	第2編	第1章	1.4.1	試運転	試運転時の建設事業者の費用負担範囲に、「イ 試運転により発生する焼却処理対象物、埋立対象物の運搬に要する費用」とあり、運営事業者の費用負担範囲に「ア 車両(重機を含む。)の調達に係る費用」とありますので、試運転により発生する焼却処理対象物、埋立対象物の運搬については、建設事業者が運営事業者に委託して行うことを想定されているとの理解で宜しいでしょうか。その場合、この運搬業務は、廃掃法の再委託禁止条項に抵触する恐れはないでしょうか。廃掃法の再委託禁止条項に抵触する可能性がある場合、貴市が直接契約した運搬業者に運搬を委託するか、貴市と建設事業者、運営事業者との間で三者契約を締結することをご検討いただけないでしょうか。	本市が建設事業者へ提供した一般廃棄物で、試運転を行って出た残さについては一般廃棄物としてお取り扱いいただき、本市と建設工事請負契約を締結する建設事業者自らが本市の指定する施設へ運搬してください。 なお、要求水準書に示す試運転期間中の教育訓練として本市と基本契約を締結する運営事業者自らが運搬することも可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3	45	第2編	第1章	1.11.3	工事期間中の環境保全	(4) 工事期間中に湧水が発生することが想定されますが、湧水についても沈砂等の処理を施し放流との理解で宜しいでしょうか。	札幌市生活環境の確保に関する条例及び同施行規則を始めとした関係法令を踏まえ、適切に手続き及び処理ください。
4	47	第2編	第1章	1.11.10	仮設工事	(2) 貴市にて所有している土地において、建設予定地周辺に工事用の仮設用地として借用可能な敷地がありましたらご提示いただけないでしょうか。	本市が所有している土地のうち環境局が所轄する土地で建設予定地周辺に工事用の仮設用地として貸与可能な敷地はありません。ただし、環境局以外が所轄する土地については、落札者決定後、事業者にて担当部局にお問い合わせいただく方法とします。
5	48	第2編	第1章	1.11.13	家屋等調査	「建設事業者は、家屋等調査として、事業用地周囲の家屋、道路舗装、その他構造物等を対象とした事前・事後調査を行うこと。調査は、工事区域から20mの範囲に存在する家屋等について、騒音調査・振動調査・家屋調査を行うこと。」とありますが、工事区域から20mの範囲に該当する家屋等は存在しないと認識しております。調査対象についてご教示いただけないでしょうか。また、白石清掃工場は家屋等調査の対象外との理解で宜しいでしょうか。	工事区域とは、要求水準書添付資料1「敷地境界及び事業用地境界」でいう事業用地境界を指します。そのため、事業用地境界から20mの範囲にある白石清掃工場についても調査対象に含まれます。

### 3 落札者決定基準に対する質問の内容及び回答

- ・質問なし

### 4 様式集に対する質問の内容及び回答

- ・質問なし

5 リスク管理方針書に対する質問の内容及び回答

・質問なし

6 基本協定書（案）に対する質問の内容及び回答

・質問なし

7 基本契約書（案）に対する質問の内容及び回答

・質問なし

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問の内容及び回答

・質問なし

9 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問の内容及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	7	23	1～4		搬入禁止物に係る取扱い	「搬入禁止物」とは「要求水準書第1編第1章1.3用語の定義」における「産業廃棄物」「排出禁止物」「請負工事から出たごみ」「最終処分場に搬入すべきごみ」との理解で宜しいでしょうか。	「搬入禁止物」とは「受入対象物」に含まれないものを指します。
2	39	別紙7-2	11		情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)又はプライバシーマーク等の規格認証	「ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001：2013、日本工業規格 JISQ27001：2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001：2006）等の規格認証を受けていること」とありますが、取得義務を負うのは、自己搬入者や見学者の個人情報を取り扱う者との理解で宜しいでしょうか。当該情報の取扱者が運営事業者（SPC）に限定される場合、運営事業者のみ規格認証を受ければよいとの理解で宜しいでしょうか。	個人情報の取扱者が運営事業者（SPC）に限定される場合、運営事業者のみ規格認証を受けてください。